

令和 6 年度から各臨床研修病院において臨床研修を開始する研修医の募集定員の設定について

1 募集定員算定方法（案）及び募集定員（案）

（1）募集定員算定方法（案）

令和 5 年度研修については、地域医療総合対策協議会の意見を踏まえ、従来の国の算定方法に基づいて県において算定したが、現時点で、特段の不都合が生じていないことから、令和 6 年度研修についても、令和 5 年度と同様の算定方法とすることとしたい。

※詳細は、「令和 6 年度から各臨床研修病院において臨床研修を開始する研修医の募集定員算定方法（案）」のとおり。

（2）募集定員（案）

従来、上記（1）の算定方法（案）に基づき、各病院の希望定員に沿うよう、募集定員を設定してきたが、今回、各病院の希望定員の総数が国が設定した県全体の募集定員上限の範囲内に収まらないことから、県において調整を行い、別紙「令和 6 年度から研修を開始する研修医の募集定員（案）」のとおり、募集定員を設定したい。

※詳細は、「令和 6 年度から研修を開始する研修医の募集定員（案）」のとおり。

2 今後の予定

R 5. 3. 31 まで	算定方法及び定員（案）を決定
R 5. 4. 14 まで	厚労省に算定方法及び定員（案）を通知
R 5. 4. 30 まで	各臨床研修病院に定員数を通知
R 5. 6～10 頃	各臨床研修病院と学生間のマッチング
マッチング終了以降	二次募集（病院ごとに欠員がある場合等）
R 6. 4. 1 から	令和 6 年度の研修開始

令和6年度から各臨床研修病院において臨床研修を開始する研修医の募集定員算定方法（案）

徳島県内各臨床研修病院ごとの募集定員算定方法は、国において採用していた算定方法（「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号（令和4年3月31日一部改正））を参酌の上、定めることとする。

○ 算定方法

募集定員の上限（A）内において、直近の過去3年間の最大値（B）により算出される定員の基礎数（C）又は病院が希望する募集定員（D）のいずれか少ない方（E）に調整を加えて、定員（F）を設定する。

○ 算定の基礎となる要件

A 募集定員の上限

- ・国が上限を設定する（合計のみ）。
- ・内数の医師少数区域加算については、医師少数区域にある基幹型臨床研修病院に加える（⑧）。

B 直近の過去3年間の最大値

- ・③と④と⑤（令和2年度、令和3年度、令和4年度の受入実績）の最大値とする。

C 定員の基礎数（Cの合計＞Aの合計（内数を除く）になる場合、C'）

- ・ $C = B + ⑥$ （派遣加算）とする（ただし、小児科・産科プログラムは $C = ⑦$ ）。
- ・各病院の合計が内数を除いたAの合計を上回る時、小児科・産科プログラムを除き、次の式を用いて、各病院の人数を調整する（小児科・産科プログラムは $C' = ⑦$ ）。

$$C' = C * (Aの合計 - ⑦の合計) / (Cの合計 - ⑦の合計)$$

（小数点第1位切り捨て（切り捨て後の数字が0になる場合は1とする。））

D 病院が希望する募集定員

- ・各病院が希望する人数とする。

E 定員

- ・C（C'）とDのうち少ない方とする。

F 6年度募集定員（案）

- ・Eに⑧、⑨、⑩（各調整）を加えた人数とする。

○ 加減算調整要件

①「医師少数区域」

- ・厚生労働省が公表する医師偏在指標における医師少数区域に所在する場合、「○」としている。

②「医師不足地域」

- ・人口10万人対医師数が全国値を下回る二次医療圏に所在する場合、「○」としている。

③「R2研修医受入実績」

④「R3研修医受入実績」

⑤「R4研修医受入実績」

⑥「医師派遣加算」

- ・研修医の募集を行う年度の前々年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

⑦「小児科・産科プログラム加算」

- ・Fまで計算した値が20以上の場合（16以上の場合は、加算を希望した場合）に、4を計上する。

⑧「医師少数区域加算」

- ・徳島県に配分された医師少数区域加算配分を加算する。

⑨「最少人数調整」

- ・値が1の場合、募集定員を2にするための調整として、1を加算する。

⑩「都道府県調整」

- ・各病院のDを上限とし、次のとおり、加減算することができる。
- ・「Eの値が0であっても、基幹型病院の指定基準を満たし、協力型病院として2年相当の研修実績がある病院（②に該当する場合に限る。）は、2を計上する。
- ・自治医科大学の卒業生（R5年度卒業予定者に限る）を受け入れる病院については、DとEの差を上限とし、その人数を加算する。
- ・この算定方法に記載のないことについては、施行通知を準用し、また、その他各病院の希望や過去の実績、現状等を勘案し、適宜人数を計上することができる。

令和6年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)

病院名	医師少数区域	医師不足地域	国通知	研修医受入実績				直近の過去3年間の最大値 (③、⑤の最大値)	医師派遣加算	小児科・産科プログラム分 加算	定員の基礎数 C ≡ B + ⑥ (小・産は⑦)※2		病院が希望する募集定員 D	定員 E (C (C')とDのうち少ない方)	募集定員の調整			6年度募集定員(案) F ≡ E + ⑧ + ⑨ + ⑩
				A	③	④	⑤				B	⑥			⑦	C	C'	
1 徳島県立中央病院					14	5	13	14			14	14	15	14			1	15
2 徳島大学病院					18	11	14	18	13		31	32	23	23				23
● 徳島大学病院(小・産)					1	1	0	1		4	4	4	4	4				4
3 徳島県鳴門病院					3	2	2	3			3	3	5	3			1	4
4 徳島赤十字病院					12	12	10	12			12	12	12	12				12
5 徳島健生病院						1	1	1			1	1	3	1		1	1	3
6 徳島市民病院						1	5	5			5	5	7	5			2	7
7 吉野川医療センター					3	3	2	3			3	3	4	3			1	4
8 阿南医療センター							1	1			1	1	4	1		1	2	4
9 徳島県立三好病院	○	○				1		1			1	1	2	1				2
徳島県 合計			78 (1)	51	37	48	48	59	13	4	75	76	79	67	1	2	8	78

※1:Aのうち括弧内の数字は、内数(医師少数区域加算分)。

※2:Cの合計>Aの合計(内数を除く)場合は、C'を基礎数とする。

医師法（抜粋）

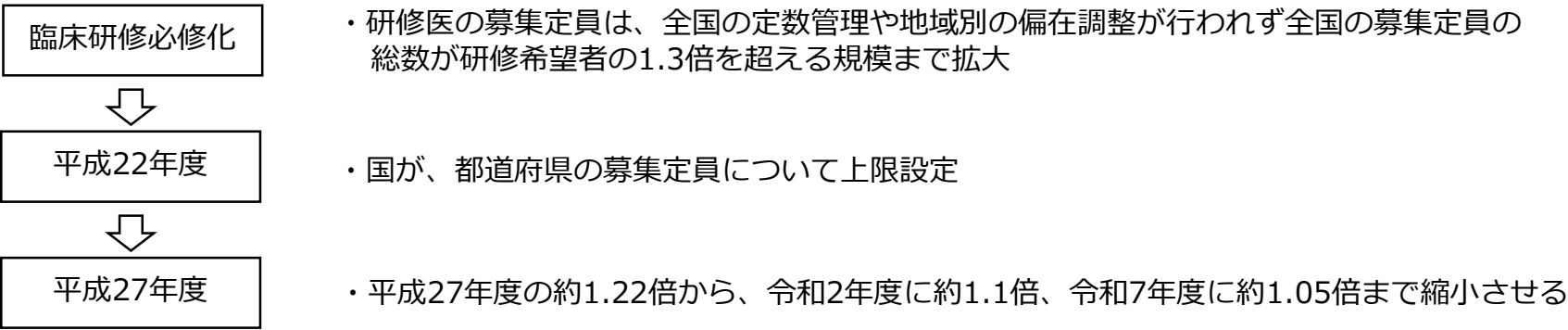
第四章 研修

第一節 臨床研修

第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域（医師少数区域）における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。このため、平成22年度研修から都道府県別の募集定員上限を設定。その結果、募集定員倍率は徐々に縮小している。令和7年度には約1.05倍とする方針。



全国の募集定員数

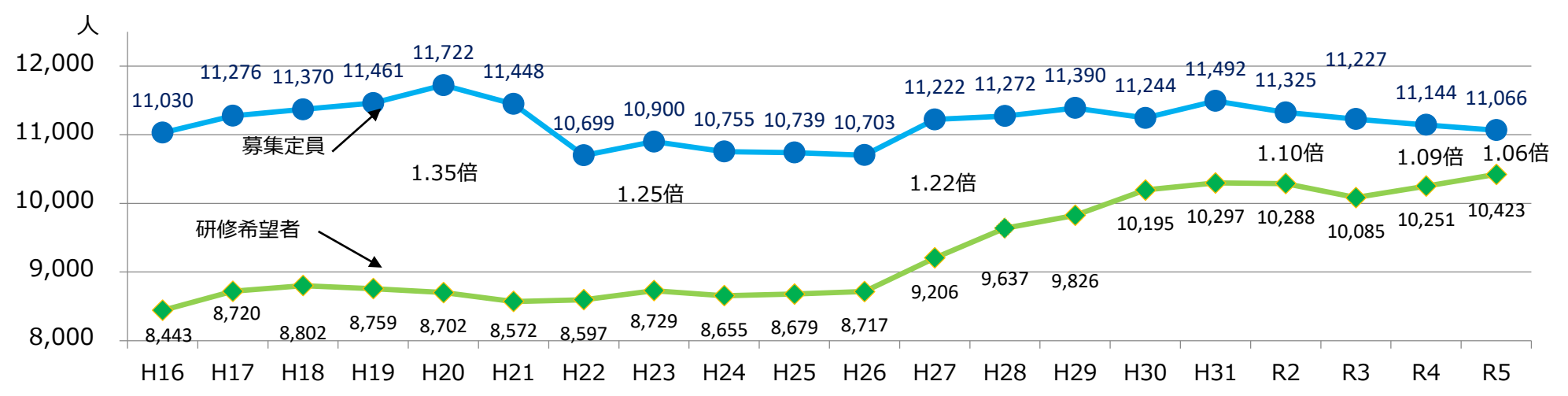
÷

全国の研修希望者数

=

募集定員倍率

研修医の募集定員数、研修希望者数、募集定員倍率の推移



令和6年度の全国の募集定員上限と各都道府県の募集定員上限の算出方法

■ 全国の募集定員上限（11,209人）

研修希望者数（10,538人） × 1.06^{※1} + 令和5年度の募集定員上限（11,260人）と募集定員（11,066人）の差分×1/5^{※2}

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■ 各都道府県の募集定員上限

① 人口分布

全国の研修医総数（9,484人） × $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

② 医学部入学定員

全国の研修医総数（9,484人） × $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

① 基本となる数

全国の研修医総数（9,484人） × $\frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度

② 地域枠による加算

地域枠入学者数 × 1.06 (今回の倍率)

③ 地理的条件等による加算

(1) 100km²当たり医師数^{※3}

(2) 離島の人口^{※3}

(3) 医師少数区域の人口^{※4}

(4) 都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
※4 残りの数に「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

④ 激変緩和(直近の採用数保障)

・ ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和4年度）の採用数に満たない場合、各都道府県の令和4年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする

・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和4年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和4年度採用数）の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
ただし、「令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

⑤ 募集定員上限の減少率が全国の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算

※上記11,209人に別途加算するもの

・ ①～④の結果、令和5年度の募集定員上限からの減少率が、全国の募集定員上限の減少率（0.5%）を上回る都道府県（令和5年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④の加算の対象ではない都道府県に限る）に、減少率が0.5%となるまで加算